

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

郡上市長は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

郡上市長

公表日

令和7年6月16日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	・介護保険制度は、加齢に伴って生ずる身心の変化や疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等に対し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付等を行うための制度である。 ・介護保険法に基づき、市町村の区域内に住所を有する40歳以上の者を被保険者とし、要介護認定を受けた者には、介護給付を、要支援認定を受けた者には予防給付を行っている。 ・市町村は、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、介護予防事業や包括的支援事業などの地域支援事業を行っている。 ・また、介護保険事業に要する費用に充てるため、保険料を徴収している。 ・郡上市は、介護保険法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。 ①被保険者に係る申請等（申請、届出又は申し出）の受理、申請等に係る事実審査又は申請に対する応答 ②被保険者証又は認定証の交付・再交付・返還受理 ③介護給付、予防給付又は市町村特別給付の支給 ④要介護認定、要介護更新認定若しくは要介護状態区分の変更の認定の申請の受理、申請に係る事実審査又は申請に対する応答 ⑤要支援認定、要支援更新認定若しくは要支援状態区分の変更の認定の申請の受理、申請に係る事実審査又は申請に対する応答 ⑥介護給付費等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、申請に係る事実審査又は申請に対する応答 ⑦居宅介護サービス費等の額の特例若しくは介護予防サービス費等の特例の申請の受理、申請に係る事実審査又は申請に対する応答 ⑧保険料滞納者に係る支払方法を変更 ⑨保険給付の支払の一時差止め ⑩保険料の賦課・徴収・還付 ・当市では、介護保険法に基づく事務のうち一部を国民健康保険連合会（以下「国保連合会」という。）に「保険者事務共同処理事務」として委託しており、当該事務を実施するに当たって、個人番号が記載された「受給者異動連絡票（訂正時には訂正連絡票）」を提供している。 ・他団体への情報照会に基づく情報提供のため、情報提供ネットワークに接続するに当たり、情報提供に必要な情報を中間サーバに保存する。
③システムの名称	介護保険システム（総合行政システム内）、認定審査会システム、宛名管理システム、中間サーバー、伝送通信ソフト（国保連合会）

2. 特定個人情報ファイル名

被保険者資格情報ファイル、宛名情報ファイル、送付先情報ファイル、認定情報ファイル、利用者実績情報ファイル、給付情報ファイル、口座情報ファイル、保険料賦課情報ファイル、市民税情報ファイル、所得情報ファイル、年金情報ファイル、生活保護受給ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号）第9条1項（利用範囲）及び別表の68の項
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 項番131、132	
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	健康福祉部高齢福祉課	
②所属長の役職名	高齢福祉課長	
6. 他の評価実施機関		
なし		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	郡上市健康福祉部高齢福祉課 〒501-4297 岐阜県郡上市八幡町島谷228番地 0575-67-1807	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	郡上市健康福祉部高齢福祉課 〒501-4297 岐阜県郡上市八幡町島谷228番地 0575-67-1807	
9. 規則第9条第2項の適用		[]適用した
適用した理由		

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	

3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[☐] 提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[☐]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[☐] 接続しない(入手) [☐] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[☐ 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[☐ 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[☐ 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		[☐] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[☐ 特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、次のような対策を講じている。 ・特定個人情報のデータベースへの入力、削除及び訂正を行う際はダブルチェックを行う。 ・特定個人情報の記載された書類等を回送する際は、所属長の許可を得て行う。 ・特定個人情報を含む書類等は、施錠可能な場所への保管を徹底する。	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [☐] 内部監査 [☐] 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[☐ 十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業者に対する教育・啓発] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	最も優先度が高いと考えられる対策根拠 ・定期的な研修の実施(特定個人情報の重要性と取り扱いに関する基本的な知識について) ・e-ランニングの活用 ・取り扱い手順を明確に文書化	

變更箇所

[illegible]